

野辺地町公共施設等総合管理計画【概要版】（令和4年3月改訂）

過去に建設した公共施設等の老朽化が進行しており、人口減少と少子高齢化等による利用需要の変化など、公共施設等を取り巻く状況も変化しています。当町では、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適正配置を行うため、平成29年（2017年）3月に「野辺地町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定しました。

また、国から総合管理計画の不断の見直し・充実の要請（総務省通知）を受け、今後の財政状況等を踏まえた実情に合わせた計画とするため、令和2年度（2020年度）までに策定した施設分類ごとの個別施設計画及び長寿命化計画を反映し、この度、総合管理計画の改訂を行いました。

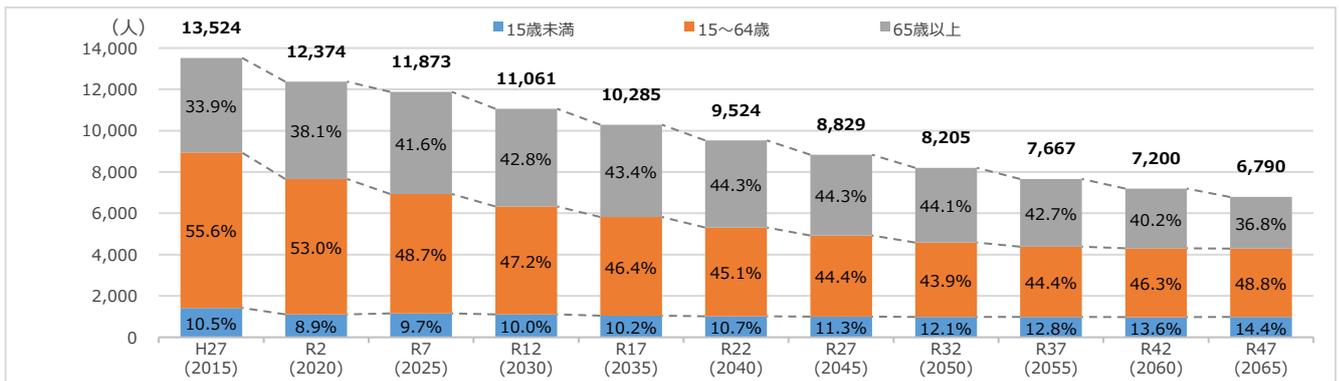
第1章 町の概要

人口動向

令和2年（2020年）国勢調査結果、改訂版町人口ビジョンを反映

改訂のポイント

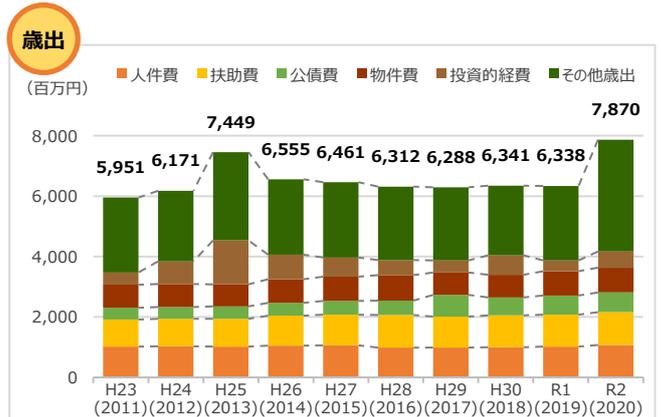
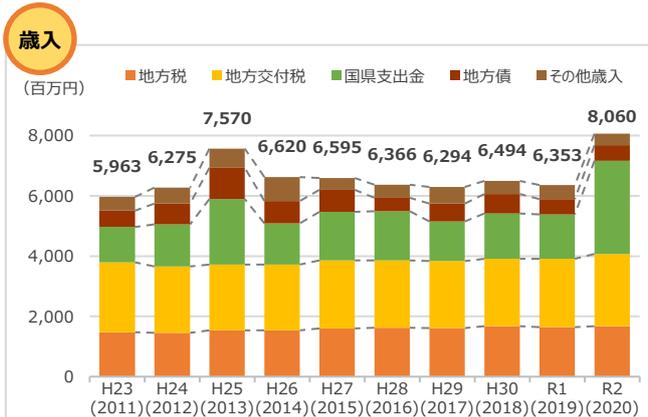
- 総人口
 - ・令和2年（2020年）12,374人 → 推計 令和47年（2065年）4,526人（国立社会保障・人口問題研究所）
 - 目標 令和47年（2065年）に約6,800人の総人口を維持（野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）
- 年代別人口
 - ・年少人口（0～14歳）：令和2年（2020年）1,102人 → 令和47年（2065年）978人
 - ・生産年齢人口（15～64歳）：令和2年（2020年）6,556人 → 令和47年（2065年）3,313人
 - ・老年人口（65歳以上）：令和2年（2020年）4,716人 → 令和47年（2065年）2,499人



財政の状況

令和2年度（2020年度）までの財政状況を反映

- 歳入
 - ・令和2年度（2020年度）の歳入は新型コロナウイルス感染症対策関連の補助が増大したことにより約80.6億円ですが、令和元年度（2019年度）までの5年間の歳入の平均は約64.2億円で、そのうち地方税が約16.3億円、地方交付税は約22.5億円となっています。地方交付税の割合が大きく、国の施策に大きく影響を受けやすくなっています。
- 歳出
 - ・令和2年度（2020年度）の歳出は新型コロナウイルス感染症対策関連の支出が増大したことにより約78.7億円ですが、令和元年度（2019年度）までの5年間の歳出の平均は約63.5億円で、そのうち扶助費が約10.5億円、公債費は約5.8億円と増加傾向にあります。また、投資的経費の過去5年間の平均は約5.1億円です。



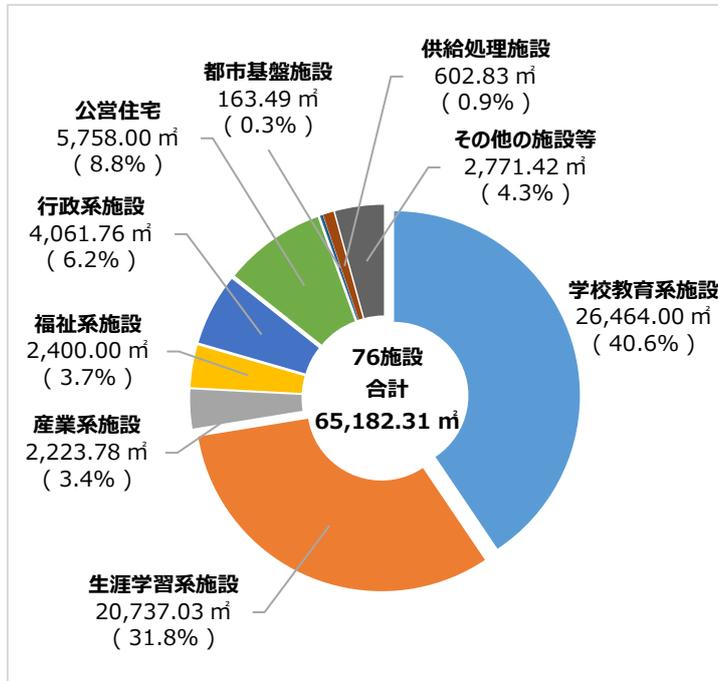
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共建築物

令和2年度（2020年度）末時点の保有状況を反映

- ・76施設、延床面積 65,182.31 m²（令和2年度（2020年度）末時点）
- ・学校教育系施設の割合が 40.6%と最も大きくなっており、次いで生涯学習系施設が 31.8%、公営住宅が 8.8%、行政系施設が 6.2%となっています。

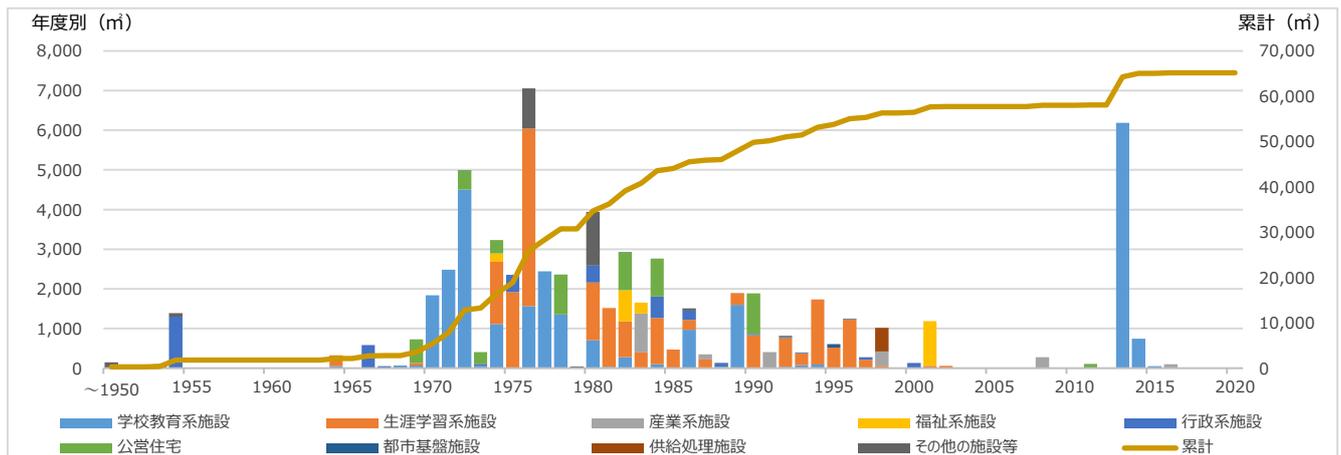
■延床面積内訳



- ・学校教育系施設
野辺地小、若葉小、馬門小、野辺地中 等
- ・生涯学習系施設
中央公民館、歴史民俗資料館、町立体育館 等
- ・産業系施設
むらおこし物産加工施設、のへじ活き活き常夜燈市場 等
- ・福祉系施設
児童館、老人福祉センター 等
- ・行政系施設
役場庁舎、消防分団屯所、倉庫 等
- ・公営住宅
敦平団地、みどりヶ丘団地、駅前団地、前平団地
- ・都市基盤施設
公園トイレ、児童公園トイレ、公衆トイレ 等
- ・供給処理施設
一般廃棄物最終処分場
- ・その他
旧野村家住宅離れ（行在所）、旧小中野保育所 等

- ・1970年代に多くの公共建築物が建設されています。
- ・一般的に大規模改修が必要とされる築30年を経過している公共建築物は全体の76.2%を占めています。
- ・昭和56年（1981年）の新耐震化基準以前に建築された公共建築物は全体の55.4%を占めています。

■築年数別延床面積の状況



インフラ施設

令和2年度（2020年度）末時点の保有状況を反映

- ・道路の実延長は町道が約 143.6km、農道が約 18.6km、林道が約 8.7km、橋りょうは 29 本で実延長は約 0.4km
- ・上水道は浄水場等（浄水場・ポンプ場・配水池・取水場）が 14 施設あり、管路延長は総計約 122.2km（導水管約 5.9km、送水管約 7.7km、配水管約 108.5 km）

過去に行った対策の実績・有形固定資産減価償却率の推移

今回の改訂で追加

- ・当町がこれまでに実施してきた公共施設マネジメントに関する取組（各種計画策定を含む）を整理
- ・令和元年度（2019年度）末時点の有形固定資産減価償却率：73.4%（全国平均：63.4%、県平均：62.5%）

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

公共建築物の維持管理等経費

今回の改訂で追加

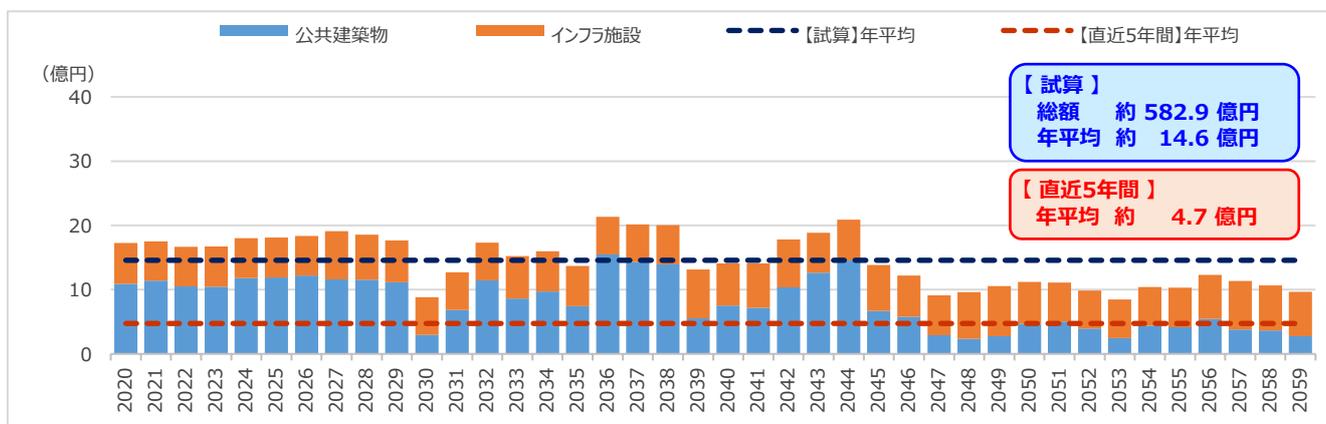
- ・令和2年度（2020年度）に公共建築物の維持管理等に要した経費は約1.8億円
- ※維持管理（点検・調査、維持管理、補修・修繕）、施設運営（光熱水費、使用料、施設管理）等の経費

耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

今回の改訂で見直し

- ・現在保有している公共施設等を今後も保有し続け、耐用年数経過時に現在と同じ規模で建替え・更新（単純更新）した場合、今後40年間の更新費用総額は約582.9億円、年平均で約14.6億円となり、用地取得に係るもの等を除く投資的経費の過去5年平均である約4.7億円の約3.1倍の費用が必要となります。
（総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」に準拠して試算）
- ・現在の財政状況や、今後の人口減少社会を考慮すると、すべての公共施設等を現在と同じ規模で更新し続けるのは大変難しい状況です。

■公共施設等全体の更新費用試算（単純更新）

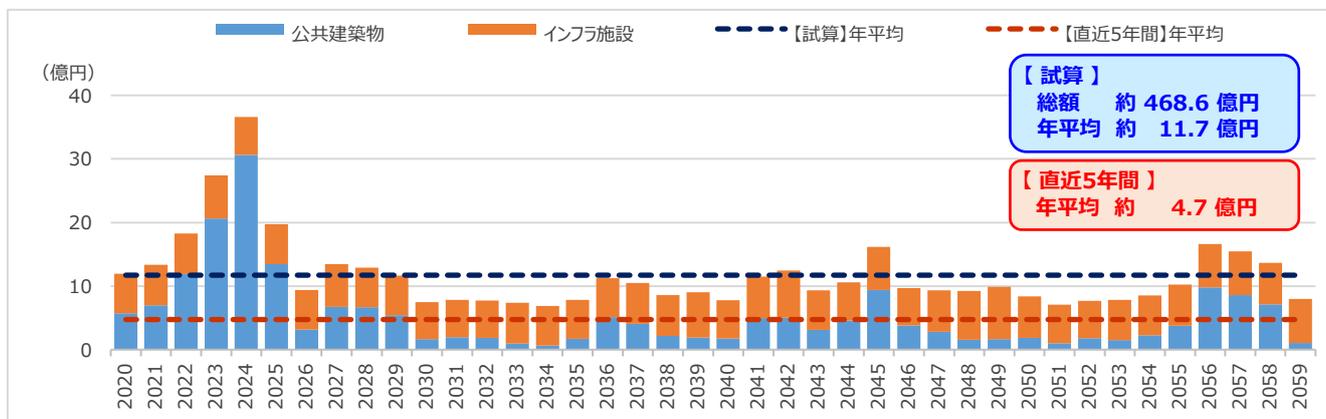


長寿命化対策等を反映した場合の見込み

今回の改訂で追加

- ・令和2年度（2020年度）までに策定した各個別施設計画及び長寿命化計画等に基づき、長寿命化等の対策を実施した場合、今後40年間の更新費用総額は約468.6億円、年平均で約11.7億円となり、用地取得に係るもの等を除く投資的経費の過去5年平均である約4.7億円の約2.5倍の費用が必要となります。
（役場新庁舎の建設、小学校の統廃合・新校舎の建設などの概算事業費を含む）
- ・財政状況や将来人口推計等を踏まえ、地域における公共施設等の重要性にも十分に配慮しながら、施設の集約化または複合化、利用状況の少ない施設の廃止等も含め、町全体として適正な公共施設等の配置についてさらに検討を進めていく必要があります。

■公共施設等全体の更新費用試算（長寿命化対策等）



対策の効果額

今回の改訂で追加

- ・長寿命化等の対策を実施した場合、単純更新の場合と比較して40年間で約114.3億円（約19.6%）の費用縮減が図れる見込みです。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

計画期間

- ・計画期間：20年間 平成29年度（2017年度）～令和18年度（2036年度）
- ・社会経済情勢や地域環境に大きな変化があれば適宜見直します。

取組体制

- ・施設担当部局である防災管財課を窓口とし、庁内の各種調整の他、予算編成部局との連携や支援体制を構築します。また、地方公会計の固定資産台帳や施設カルテを一元的な情報データとして活用します。

現状・課題

大規模改修・更新等への対応

公共施設等の老朽化が進み、改修・更新に多額の費用が発生



中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理の取組が必要

人口減少・少子高齢化社会への対応

令和47年（2065年）に約6,800人の総人口維持を目標



人口規模・構成の変化に対応した適切な公共施設等の総量・配置・サービスの検討が必要

財政状況への対応

人口減少、少子高齢化に伴う財源の減少及び扶助費等の増加



公共施設等に係る各種費用の縮減と財政負担の平準化が重要

基本方針

今回の改訂で見直し・再検討

総量の適正化

保有する公共建築物の延床面積 **13%縮減**を目標

長寿命化の推進

予防保全に努め、長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減

民間事業者や 県・近隣自治体との連携

民間活力の活用や県・近隣自治体との広域連携を検討

実施方針

①点検・診断等

- ・点検、診断等を適切に実施し、結果を記録・蓄積することで将来の計画的な維持管理の実現に努めます。

②維持管理・修繕・更新等

- ・予防保全型の維持管理を推進し、更新時は住民ニーズに柔軟に対応した公共施設等の複合化・多機能化やPFIなどの公民連携による民間資金・ノウハウを活用・導入することを検討します。

③安全確保

- ・危険性が認められた公共施設等については、優先順位を定めて安全対策に努めます。

④耐震化

- ・優先順位を定めて順次耐震改修または統廃合し、耐震診断未実施の場合は早急に行うよう努めます。

⑤長寿命化

- ・予防保全に努め、計画的な機能改善による長寿命化を推進します。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進

- ・公共施設等の改修、更新等を行う際には、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

今回の改訂で追加

⑦統合や廃止

- ・優先順位を定めて計画的に解体撤去し、廃止できない施設は効率的な配置及びニーズの変化への対応を検討します。

⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

- ・職員を対象にした研修会などを通じ意識啓発に努め、全庁的な組織体制で公共施設マネジメントを推進します。

フォローアップの実施方針

- ・5年ごとにPDCAサイクルによる評価を行い、進捗状況の管理等を実施し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第5章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

各個別施設計画・長寿命化計画を反映

- ・各個別施設計画及び長寿命化計画に基づき、施設分類ごとに管理に関する基本的な方針を定め、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に進めます。